

## 令和6年度 就学援助制度のお知らせ

豊橋市では、お子さんの市立小・中学校への就学にあたり、制度の認定基準にあてはまる方を対象に給食・学用品費など費用の一部を援助しています。援助を希望される方は、下記により申請してください。

なお、現在、通常の就学援助（令和5年度分）および小学校入学準備金（令和5年度分）を受給されている方も、引き続き援助を希望される場合は、改めて申請が必要となります。

### 1 申請期間・会場

(1) 日 時：令和6年3月2日(土)～3月8日(金) [午前8時30分～午後5時]

※3月2日(土)・3日(日)は、午前9時から正午まで

(2) 場 所：豊橋市役所 講堂（豊橋市役所東館13階）

### 2 申請に必要なもの

(1) 保護者名義の預貯金通帳 ※ 援助費を校長口座へ振込希望の方は不要です。

※ 印鑑は不要です。

通常は、上記(1)のみとなりますが、場合によっては、事情を明らかにする書類が必要となります。(裏面参照)

### 3 援助の内容 (以下の表は、令和5年度の援助内容であり変更の可能性ががあります。)

区 分	学 年	支 給 方 法	支 給 時 期
学用品費等	全 学 年	学年ごとの定額を支給 〔年度途中で認定(廃止)された 場合は月割で支給〕	7月・10月・1月・2月の各月末
入学準備金 (中学校)	小6	R7年1月31日時点で認定を受けている者のうち、豊橋市立中学校に就学予定の者に定額を支給	2月末
新入学学用品費	小1・中1 (※1)	4月認定者のみに定額を支給	5月末
修学旅行費	小6・中3	実施時点(修学旅行初日)の認定者に共通行動に係る実費相当額を支給	7月までの実施分：8月末 10月までの実施分：11月末 11月以降の実施分：実施後
医療費(※2)	全学年(※3)	申請により医療券を交付	9月・1月・3月・4月の各月末
学校給食	全 学 年	児童生徒へ給食を提供 (費用については市が負担)	—
学校生活管理指導費(※4)	全 学 年	申請により限度額まで実費支給	7月・10月・1月・4月の各月末

※1：令和5年度に入学準備金(小学校・中学校)を受給された方は、新入学学用品費を重複して受給することはできません。

※2：医療費の対象疾病…う歯(虫歯)、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎など。

※3：小学生、中学生ともに医療費助成制度が優先されます。

※4：「学校生活管理指導表」の記載に伴う文書料の自己負担額を助成します。

\*\*\* 一斉申請終了後の申請について \*\*\*

(1) 日 時：令和6年3月11日(月)～

[土・日曜日、祝・休日を除く午前8時30分～午後5時15分]

※5/1以降の申請は、援助費が月割りになりますのでご注意ください。

(2) 場 所：豊橋市教育委員会 学校教育課（豊橋市役所東館11階）

\*\*\* 問い合わせ先 \*\*\*

●就学援助に関すること ⇒ 豊橋市教育委員会 学校教育課 (☎51-2818) / 市役所東館11階

●給食・医療費・学校生活管理指導費に関すること ⇒ 保健給食課 (☎51-2835) / 市役所東館11階